

令和3年度

# 仙台市協働まちづくり推進助成事業 募集要項（継続募集）

複数団体が連携し、新たな機能や価値の創出を図りながら  
まちづくりに取り組む事業を募集します

多様な主体が連携することで、互いの持つ専門性やノウハウを生かし、新たな機能や価値を創出しながら、社会的課題の解決やまちの魅力の創造を図る取り組みを募集します。審査のうえ、事業費を助成します。

応募に際しては「事前相談」が必要となります。

## ○事前相談について

事業内容や実施計画・申請書の書き方等に関する事前相談の機会を設けます。

※希望日時に応じて随時実施します。

※事前相談の際には事業申請書等を作成いただく必要はありません。

## ○事業申請の締め切り

令和3年2月26日（金）必着

※市民協働推進課へ郵送または持参により提出してください。

<お問い合わせ先、事業申請書等の提出先>

仙台市 市民局 協働まちづくり推進部 市民協働推進課

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL:022-214-8002 / FAX:022-211-5986 / Eメール: [sim004100@city.sendai.jp](mailto:sim004100@city.sendai.jp)

# 1 本事業のねらい

昨今、人口減少社会の到来などの社会情勢の変化に伴い、地域の抱える課題も複雑さを増していますが、都市の魅力を高め、持続可能な発展を支えるためには、まちづくりの重要な手法である協働を一層推進していく必要があります。

本事業では、市民活動の持つ自由な発想や迅速性、先進性といった強みを生かし、多様な主体が協働により実施する、社会的課題の解決やまちの魅力を創造を図る取り組みに対して、事業費を助成します。

協働のノウハウやネットワーク等が地域に継承され、助成期間の終了後にも、さまざまな場所で、さまざまな主体が力を合わせ、仙台市の持続的な発展につながる取り組みが生み出されていくための土壌をつくることを目的としています。

## 2 募集する事業

### (1) 募集する事業について

複数の団体<sup>(※)</sup>が連携して社会的課題の解決やまちの魅力を創造に取り組み、団体単独ではなし得なかった新たな機能や価値の創出を図る事業を募集します。

募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 主たる活動が市内で行われるもので、市内における社会的課題の解決やまちの魅力を創造に資するもの
- ② 2 団体以上が協働により実施することで、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 団体間の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であるもの
- ④ 互いの持つ専門性やノウハウを生かし、団体個々の取り組みだけではなし得なかった新たな機能・価値を創出するもの
- ⑤ 先進性、独自性がある取り組みであるもの
- ⑥ 事業計画及び予算の見積もりが適正であるもの

また、募集する事業についてはテーマや分野を問いませんが、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ① 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- ② 営利を目的とした団体が中心となって行われるもの
- ③ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ④ 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
- ⑤ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑥ 仙台市の他の助成制度等で資金の提供を受けているもの、若しくは仙台市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの
- ⑦ 公序良俗に反するもの
- ⑧ 法令、条例等に違反するもの

※ 民間の助成金等との併用は可能です。(市が実施する他の支援制度との併用及び併願はできません)

※ 市が実施する他の支援制度の活用が望ましい事業の場合、当該支援制度の活用を優先して検討いただく場合があります。

## (2)事業期間について

事業期間は、助成事業として仙台市が決定した日(令和3年4月上旬予定)から翌年3月31日までです。

## 3 対象となる団体（応募資格）

市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他の団体であって、次のすべての要件を満たすことが必要です。(※各申請団体において要件を満たす必要があります。)

- ① 市内に活動場所を有すること
- ② 5名以上で構成される組織であること
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること
- ④ 予算及び決算を適正に行っていること
- ⑤ 1年以上継続して活動していること
- ⑥ 助成事業を遂行できる能力又は実績を有すること
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に開催していること
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る）
- ⑩ 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る)を行い、かつ、仙台市において市税の滞納がないこと
- ⑪ 消費税及び地方消費税の未納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

## 4 事業費の助成

### (1) 助成金額

事業の実施に必要な経費のうち、以下の助成対象経費に対し、300万円を上限として予算の範囲内において助成します。助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

※ 民間の助成金等を事業費に組み込む場合は、当事業の助成金より優先して事業費に充ててください。

### (2) 助成対象経費

対象経費費目	例	助成率
1. 人件費	事業実施にあたり直接的に要する人件費	10分の9
2. 報償費	外部の講師等に支払う謝礼など	
3. 旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費、事業実施に必要な交通費など	
4. 消耗品費	文房具、コピー用紙など	
5. 印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など	
6. 通信運搬費	切手代や宅配料など	
7. 使用料及び賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料など	
8. 施設等の整備費	事業実施に必要な施設等の改修費など <sup>(※)</sup>	2分の1
9. 設備備品購入費	購入単価が2万円(消費税及び地方消費税を含む)以上の物品の購入費 <sup>(※)</sup>	

※ 費目8及び9に係る助成金の額を合算した額は、助成金の総額の2分の1以内とします。

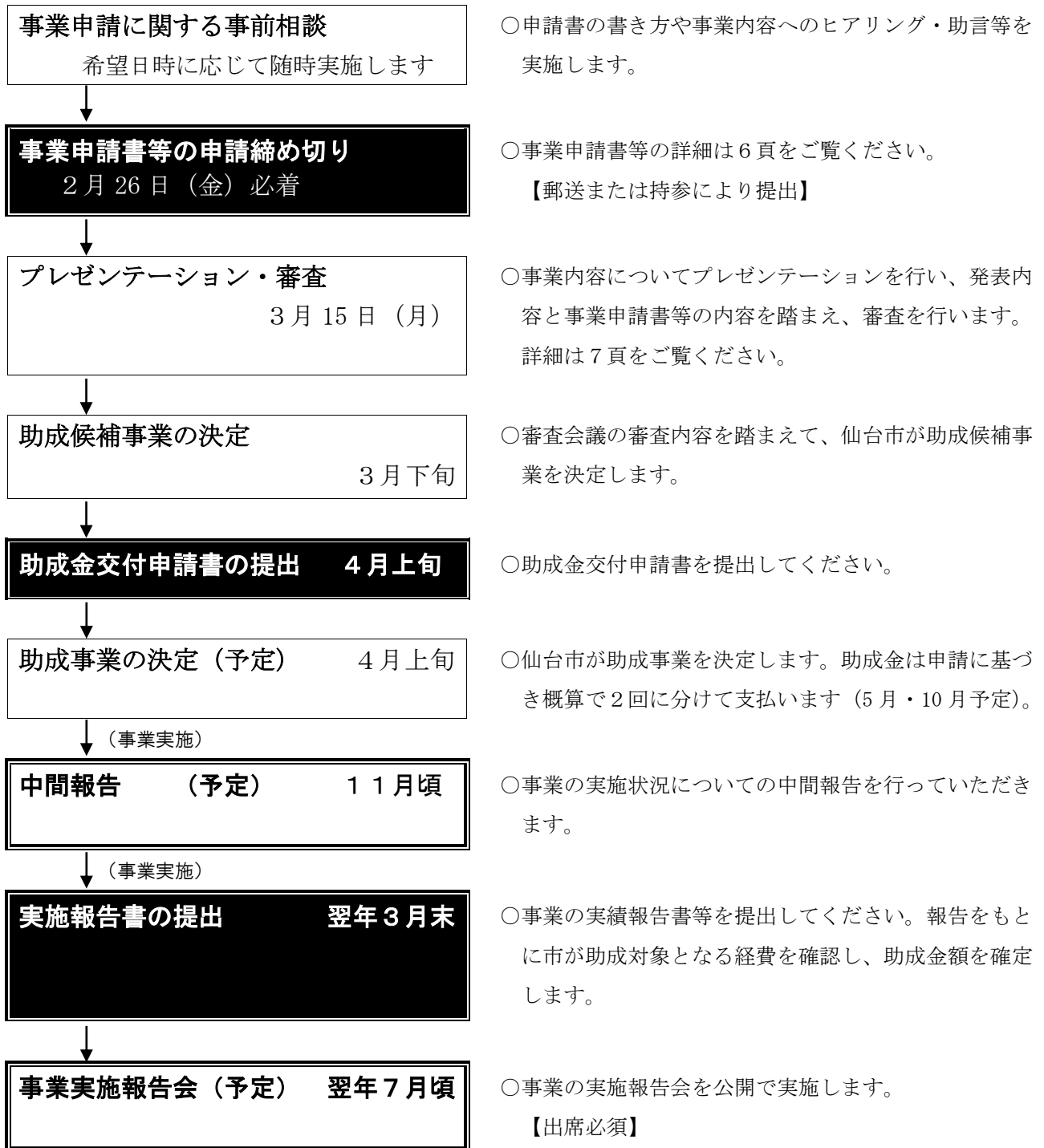
原則、賃借やリースで対応することとしますが、やむを得ず施設等の整備や備品の購入を行う場合は、経費の支出が当該取り組みの趣旨に合致するとともに、当該事業の実施のために真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限るものとします。

なお、購入単価が2万円(消費税及び地方消費税を含む)未満の物品は、消耗品費の対象となります。

### (3) 対象とならない経費

事業と直接関係のない団体の管理・運営に関する人件費、団体内部の打合せでの飲食費、被服費、その他の事業に直接関わらない経費は対象とはなりません。

## 5 事業申請から事業実施までの流れ



## 6 事業の申請方法

---

### (1) 事前相談

応募に際しては、「事前相談」が必要となります。

事前相談終了後、事業申請書等の提出を受け付けます。

### (2) 事業申請書等の提出

以下の提出書類を市民協働推進課まで郵送または持参により提出してください。

#### < 提出書類 >

- ✓ 事業申請書(第1号様式)
- ✓ 団体概要書(第2号様式)・・・各申請団体分必要です。
- ✓ 事業収支予算書(第3号様式)
- ✓ 団体に関する次の書類・・・各申請団体分必要です。
  - ・各団体の定款、会則その他これらに類するものの写し
  - ・各団体の役員名簿及び会員名簿
  - ・各団体の前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
  - ・各団体の前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
  - ・各団体の活動内容がわかるもの(チラシ、パンフレットなど)
  - ・各団体の市税納付状況調査申請書(第4号様式)又は市税の滞納がないことの証明書(当該申告の義務を有する団体のみ)
  - ・各団体の消費税及び地方消費税にかかる納税証明書(当該申告の義務を有する団体のみ)
  - ・各団体の暴力団と関係がないことの誓約書(第5号様式)

< 申請締め切り > 令和3年2月 26 日(金)必着

## 7 事業の決定方法

### (1) 決定方法

有識者等による協働まちづくり推進助成事業審査会を経て、仙台市が助成事業を決定します。審査は、書類審査とプレゼンテーションです。

### (2) 事業審査基準

下記の基準で審査を行います。

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、社会的課題の解決やまちの魅力の創造のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の必要性	・2 団体以上が協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。 ・団体間の役割分担や連携内容が妥当であるか。 ・各団体の長所が十分発揮されるか。
③ 事業効果	・事業内容が、社会的課題の解決やまちの魅力の創造に十分に寄与するものであるか。
④ 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
⑤ 持続性・発展性	・事業を実施することで、さらなる取り組みが実施されるなどして、今後も含め社会的課題の解決やまちの魅力の創造に寄与するか。
⑥ 新たな機能・価値	・新たな機能・価値を創出するための工夫がなされているか。 ・先進性、独自性があるか。
⑦ 適格性	・本事業の支援を受けることにより、事業効果の向上や協働のノウハウの蓄積・定着、事業実施基盤強化が見込まれる取り組みであるか。

### (3) 予定事業数

最大2事業を決定します。

### (4) その他

- ✓ 事業の決定にあたっては、条件を付す場合があります。
- ✓ 助成金の交付手続きは、令和3年度予算が議決され、発効した後に、予算の範囲内において行うものとします。

## 8 その他

---

### (1)実績報告書の提出及び助成金の精算

助成金は概算で支払い(5月と10月を予定)、事業終了後に以下の書類を提出して頂きます。提出された書類をもとに事業費及び助成金額を確定します。概算払いにより交付した金額が、確定した助成金の額を超えるときは、その超える部分について指定する期日までに仙台市へ返還いただきます。

#### <提出書類>

- ・実績報告書(第12号様式)
- ・事業実施報告書
- ・収支決算書
- ・助成対象経費支出内訳書
- ・助成対象経費支出に係る領収書の写し
- ・民間の助成金等を活用している場合は、決定通知などの助成金額が分かる書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

### (2)実施報告会の開催(※出席必須)

令和4年7月頃に、令和3年度事業の実施報告会を公開で開催する予定です。1年間の事業の実施報告をしていただき、報告に基づいて協働まちづくり推進助成事業審査会議の審査委員が講評を行います。